「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と

持続可能な利用に関する共同事業」応募要領

平成２８年３月９日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

**１．応募の概要**

（１）応募資格

応募者は、応募資格として次の要件を満たすことが必要です。

①　応募者は、日本国内に研究施設を有する企業、大学等であること（共同研究体制等複数の機関で応募することも可能です。）。ただし、応募者が大学等非営利団体である場合、企業等営利団体との協力体制があることが望ましい。

②　応募者は、組織として生物多様性条約及び名古屋議定書における生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ABS）の事情を理解していること。

③　応募者は、採択後、アジア地域における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業に関する契約（以下「共同事業契約」という。）を締結することに同意していること。

④　応募者は、現地で共同事業を行うにあたり、独立行政法人製品評価技術基盤機（以下「NITE」という。）及びNITEと共同研究契約を締結しているミャンマーの共同研究先の指示に従い協調できる研究員を派遣できること。

※　②から④については、「応募資格に関する誓約書（様式２）」の提出をもって確認いたします。

（２）応募方法

応募は、「１．（３）応募書類の提出期限」に記載された提出期限までに、提案１件ごとに次の①～③を「４．応募書類提出先」に記載された提出先まで郵送又は持参によって提出してください（FAX及びE-mailは不可）。

なお、提出された応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

①　提案書等：１部

ア．提案書（様式１）

イ．応募資格に関する誓約書（様式２）

ウ．応募者の組織概要が示された文書（パンフレット等）

エ．過去３年間の財務状況が示された資料（研究開発費（概算）がわかる資料があれば、添付してください。）

オ．渡航予定者の研究履歴書（様式３又は任意の書式、渡航予定者全員分）

　※　応募書類はすべてA4版で、１部（片面印刷）作成し、上記の順番で資料をセットして、クリップ、ダブルクリップ等で左上を留めてご提出ください。ホッチキス等のステープラー留めや２穴ファイル等による製本はしないでください。

②　①のうち、提案書（Microsoft Wordファイル又はPDFファイル）の情報を保存したCD-R（ISO9660形式）又はDVD-R

※　提案１件につき１つのファイルとしてください。CD-R等にはラベルを貼付し、必ず下記事項を記載してください。

ア．共同事業テーマ名　　イ．応募者名　　ウ．応募年度

③　提案書受領票（様式４）：１部

（３）応募書類の提出期限

平成２８年５月９日（月）正午必着

※　「１．（２）応募方法」に示す書類がすべて揃っている応募書類のみ受け付けいたします。必要な書類がすべて揃っていない場合は、到達後１営業日以内にその旨を電子メール等で連絡し、再度NITEが指定する期間内に必要な書類すべてを提出した場合のみ受け付けいたします。

（４）注意事項

　　①　提案書は、様式１の記載例に赤字で記載されたポイントを踏まえ、日本語で作成してください。

　　②　応募書類のご提出に当たっては、「応募資格に関する誓約書（様式２）」「「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項（別紙１）」及び「アジア地域における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業に関する契約の重要事項（別紙２）」について内容をご確認、ご承諾の上ご提出ください。

**２．共同事業先の選定ほか**

（１）選定方法

①　共同事業先の選定は、提出された応募書類により、下記選考基準に従って書面審査を行います。

なお、審査に当たっては、必要に応じて応募者による口頭説明及び渡航予定者に対する面接を行うこともあります（初めての応募の場合は必須。）。その場合、時期については応募者に別途連絡いたします。

　＜選考基準＞

ア．本共同事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

イ．本共同事業の目的の達成及び計画の遂行に必要な研究開発の人員及び設備を有していること。

ウ．本共同事業を行う体制（知的財産を扱う組織等）が整っていること。

エ．ミャンマーに研究員を派遣し、採集・分離作業に参加できること。

オ．本共同事業に関する技術又は関連技術について、研究開発実績を有していること。

カ．提案された事業の内容が、以下の方針に合致していること。

方針：

* ミャンマーで微生物を探索し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用物質、有用遺伝子等の微生物に関する情報を取得し、ミャンマーにおける微生物の保全及び持続可能な利用に貢献すること。
* 探索した微生物の産業利用の可能性が明確であること。
* 探索する微生物には人に対する病原菌は含まれないこと。

キ．提案された事業の内容が、ミャンマーで探索された微生物に付加価値を与えるものであること。また、新規微生物（群）を収集し、有効活用が図れるものであること。

なお、有効活用には将来NITEから第三者への提供も含まれる。

ク．提案された事業の実施を通じて、ミャンマーの共同研究先に新たな知識・技術を提供する等非金銭的利益配分が見込まれること。

ケ．得られた成果を原則、ミャンマーの共同研究先及びNITEに公開できること。

②　書類審査において応募書類の内容に疑義等がある場合は追加資料の提出を求めることがありますので、指定の期限までにご回答ください。期限までにご回答いただけない場合は審査終了とし、不採択といたします。

（２）採択

①　審査の結果、採択された応募者には書面にて採択通知書を送付いたします。

②　不採択の場合は、当該応募者に対して不採択となった旨を電子メール等で連絡いたします。

（３）共同事業契約、素材移転合意書（MTA）の締結

採択後に、NITEとの共同事業契約を締結したのち、現地での微生物合同探索を実施することとなります。また、ミャンマーの共同研究先との利益配分協議を、NITEを介して行い、合意内容に基づいて、NITEとMTAを締結していただきます。

なお、共同事業契約については、NITEの運営に関係する日本国政府の予算又は方針の重大な変更、その他当該契約締結の際予測することのできない事由であってNITE、共同事業先のいずれの責にも帰することのできない理由により事業の実施が不可能又は著しく困難になったときは、双方協議の上、当該契約の変更等をする場合があり得ます。

**３．スケジュール**

公募開始 ：　平成２８年３月９日（水）

公募締切 ：　平成２８年５月９日（月）正午必着

書類審査 ：　平成２８年５月１０日（火）～５月２５日（水）

採　　択 ：　平成２８年５月２６日（木）に通知（発送）

契約締結 ：　平成２８年６月頃（予定）

**４．応募書類提出先**

〒２９２-０８１８　千葉県木更津市かずさ鎌足２－５－８

独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター国際戦略課

**５．応募情報及び個人情報の管理**

（１）応募書類に記載された情報は共同事業先の選定のためにのみ利用し、NITE内で厳重な管理のもと保管及び廃棄します。

（２）ご提供いただいた個人情報は、公募及び共同事業に関する連絡、資料、共同事業契約書類の送付や、NITEが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状の送付、メールマガジンの送付等に利用いたします。上記の利用目的以外で利用することはありません。

**６．本件に関するお問い合わせ先**

下記の担当まで、FAX又はE-mailでお問い合わせください（日本語のみ）。

海外アクセス応募担当

 E-mail：abs-info@nite.go.jp

FAX：0435-20-5909

（注意）

・NITEの情報セキュリティ（スパムメール）対策として、フリーメールアドレスからのメールは受信できません。

・電話によるお問い合わせには応じられません。

・審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

様　式　１

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と

持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

　テーマ名　「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

平成　　　年　　　月　　　日

　下記応募者は、別添のとおり「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

 応募者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織名 |  | 印 |
|  |  |
|  |  | 印 |
|  |  |
|  | （郵便番号) |
|  |  |
|  |  |
| 連絡先 | 所属 |  |
|  | 役職名 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | 住所 |  |
|  |  |  |
|  | TEL |  |
|  | FAX |  |
|  | E-mail |  |

（別添）

**テーマ名　「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」**

１．共同事業の概要

２．共同事業の目標及び内容

　２－１．目標

　２－２．共同事業の内容及び計画

（１）共同事業の内容及び計画

（２）公表できる共同事業成果等

（３）提供できる知識・技術等

①現地渡航中に実施するセミナーの内容

②その他

３．当該テーマにおける研究開発実績

４．共同事業体制

４－１．管理体制（代表者名）

４－２．共同事業実施体制

４－３．研究者氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属・役職職名 | 主たる研究実施場所 | 渡航予定者 |
|  |  |  |  |

５．その他

要望

**（　記　　載　　例　）**

様　式　１

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と

持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

　テーマ名　「○○○○○○○○○○」

平成○○年○○月○○日

　下記応募者は、別添のとおり「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

 応募者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織名 | ○○○○○株式会社 | 印 |
|  |  |
|  | 代表取締役社長　○　○　　○　○ | 印 |
|  |  |
|  | （郵便番号○○○－○○○○) |
|  | ○○県△△市・・・・・・・・　 |
|  |  |
| 連絡先 | 所属 | ○○○部　△△△課 |
|  | 役職名 | ○○○○○部（課）長 |
|  | 氏名 | ○　○　　○　○ |
|  | 住所 | （郵便番号○○○－○○○○) |
|  |  | ○○県△△市・・・・・・・・　 |
|  | TEL |  |
|  | FAX |  |
|  | e-mail |  |

**（　記　　載　　例　）**

（別添）

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と

持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

　テーマ名　「○○○○○○○○○○」

１．共同事業の概要

*（２．（１）①＜選考基準＞のカ．及びキ．との関係において、提案する事業の概要を、数行程度で簡潔に記載してください。）*

２．共同事業の目標及び内容

　２－１．目標

*（２．（１）①＜選考基準＞のカ．及びキ．との関係において、提案する事業の目標を具体的に設定し、その設定根拠を簡潔に記載してください。特に、新規微生物を探索する目的の場合は、ターゲットとする微生物群とともにその旨明記してください。）*

　２－２．共同事業の内容及び計画

*（２．（１）①＜選考基準＞のカ．、キ．及びケ．との関係において、提案する事業を実施することでどのような成果、効果が期待できるか等がわかるように記載してください。必要に応じて提案する事業の目的、内容、効果等に関する資料を添付してください。また、将来的な展望についても、差し支えない範囲で記載してください。）*

（１）共同事業の内容及び計画

*（２．（１）①＜選考基準＞のカ．及びキ．との関係において、提案する事業の内容及び計画について、以下のA. B. C. D.を含めて具体的に記載してください。*

*A.共同事業実施期間とそのスケジュール概要*

*B.ターゲットとする微生物並びにその取得、分離方法及び分離数の目安*

*C.試料採集場所や時期の希望について。また、どのような試料をどのくらい採集するのかの目安*

*D.ミャンマーにおいてこれらを実施する際に必要となる人員、日数、機材、消耗品、試薬等の詳細）*

（２）公表できる共同事業成果等

*（２．（１）①＜選考基準＞のケ．との関係において、提案する事業によって得られる成果のうち、どのようなものをミャンマーに公表できるのか具体的に記載してください。）*

*（また、共同事業開始時又は探索後におけるプレス発表、論文、学会発表等において、共同事業の実施を外部に発信することについて同意いただける場合は、その旨記載してください。）*

（３）提供できる知識・技術等

*（２．（１）①＜選考基準＞のク．との関係において、提案する事業によって、どのような知識・技術等をミャンマーの共同研究先に提供できるのか具体的に記載してください。）*

* + 1. 現地渡航中に実施するセミナーの内容

*（現地渡航中に実施するセミナーにおいて、お話いただける内容、微生物の分離、同定、機能解析等技術的な情報提供について記載してください。）*

②　　その他

*（その他、ミャンマーの共同研究先に提供できる知識・技術等がある場合は記載してください。提供できる技術・知識等には現地共同研究先の研究員との共同作業による技術移転も含まれます。）*

３．当該テーマにおける研究開発実績

*（２．（１）①＜選考基準＞のオ．との関係において、提案者の所属する機関又は研究グループにおけるバイオテクノロジーに関する研究開発実績等を引用して簡潔に記載してください。なお、製品化等の実用化の例がある場合はその旨ご説明ください。）*

４．共同事業体制

*（提案する事業を実施するときの実施体制を、次のような一覧表にして記載してください。）*

４－１．管理体制（代表者名）

*（２．（１）①＜選考基準＞のイ．及びウ．との関係において、研究開発部門等、当該応募に関係する部署について規模（人員）がわかるように記載し、研究リーダー、共同事業契約書及びＭＴＡの契約者が管理体制のどのポストの人物かわかるように図示してください。特に、研究開発部門及び契約管理を行う部署（知的財産部門）がある場合は、その旨明記してください。）*

　（例　示）

経理部

役　員

代表者

※契約者

役　員

技術室

（５０名）

技術部

○○部

△△部

知的財産部

４－２．共同事業実施体制

　（例　示）

* ○株式会社

技術部長

（業務管理責任者）

* ○研究室（１０名）
* ○研究部（２０名）

△△研究室

△△研究部

●●研究室

●●研究部

　４－３．研究者氏名

*（氏名、所属、役職等を記載してください。）*

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　　　名 | 所属・役職職名 | 主たる研究実施場所 | 渡航予定者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

５．そ　の　他

要望

*（共同事業を実施するに当たっての要望事項があれば記載してください。）*

様　式　２

**応募資格に関する誓約書**

|  |  |
| --- | --- |
| 組織名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  | 印 |

弊社は、以下のとおり、「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保存と持続可能な利用に関する共同事業」の応募に関して次の事項を満たすことを誓約いたします。

1. **組織として、生物多様性条約及び名古屋議定書における生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ABS）の規定（以下に概要を示す）を理解しています。**

*・生物多様性条約の目的、微生物を含む生物遺伝資源に対する主権的権利は原産国にあること。*

*・当該国の微生物へ勝手にアクセスし、利用してはならず、ミャンマーの共同研究先の事前の合意が必要であること。*

*・当該国の微生物を利用して生ずる利益については、当該国へ還元すること。その利益は特許や製品販売等実用化も含まれること。*

1. **組織として、別紙１に示す「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項について理解しています。また、利益配分に関する協議を行う際には、協議のために必要となる根拠を十分に提出いたします。**
2. **本共同事業に採択された場合、アジア地域における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業に関する契約を締結することに同意します。**
3. **本共同事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施する目的からNITE及びミャンマーの共同研究先と協働し、win-winの関係となるようお互いに尊重しながら進めます。また、現地ではNITE及びミャンマーの共同研究先の指示に従い、協調できる者を派遣します。**

様　式　３

**研究経歴書**

１．渡航者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

２．学歴

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 経歴 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．職歴

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 経歴 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

４．専門分野

５．論文のリスト（過去3年間）

６．微生物の取扱い経験、微生物の採取、分離等の経験、海外での業務経験

|  |  |
| --- | --- |
| 微生物の取扱い経験： |  |
| 海外での業務経験： |  |

様　式　４

提案書受領票（製品評価技術基盤機構控）

受領番号

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と

持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

共同事業テーマ名

　「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

平成　　年　　月　　日

共同事業先代表者

会社名：

提案書類チェックリスト

（正１部、写１部）

□提案書

□応募資格に関する誓約書

□応募者の組織概要がわかる文書

□過去３年間の財務状況がわかる資料

□渡航予定者の研究履歴書

代表者名：

所在地：〒

担当者：所属

　　　　役職名

　　　　氏名 　印

　　　　TEL

　　　　FAX

* 連絡先が上記所在地と異なる場合は、その連絡先も記載してください。

割

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　切り取り

提案書受領票

受領番号

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」提案書

共同事業テーマ名　「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

平成　　年　　月　　日

 共同事業先代表者

 　 殿

 貴殿から提出された提案書は、受領いたしました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　独立行政法人　製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター

別　紙　１

**「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と**

**持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項**

１．本共同事業の目的は、ミャンマーで微生物を採集し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用物質、有用遺伝子等微生物の産業利用の可能性に関するデータ等を取得し、ミャンマーにおける微生物の保全及び持続可能な利用に貢献することです。

２．本共同事業は、ミャンマー側の関係者、共同事業者（採択された共同事業先）及びNITEが協働して行うものであり、win-winの関係となるようお互いに尊重して進める必要があります。

３．共同事業者がミャンマーで自ら取得した微生物については、共同事業期間中は優先的に利用できますが、当該微生物に関する主権的権利はミャンマーにあり、共同事業者に付与されるのは利用権となります。

４．共同事業者がミャンマーで自ら取得した微生物は、ミャンマーの共同研究先の同意を得て、微生物の取扱い、利益配分等について定めたMTAを締結した後、共同事業者の研究施設等に直接移動できます。

５．この権利を行使して得られた利益の一部は、本共同事業を通じてミャンマーに還元され、生物多様性の保全に役立てられます。

６．ミャンマーに還元する利益には、特許や製品販売等実用化も含まれます。そのうち、特許のマイルストーンペイメント方式の支払いは、ミャンマーが主権的権利を有する微生物から導かれた成果に対しての成功報酬になります。また、特許は、共同事業者が単独で出願可能ですが、ミャンマーの共同研究先の協力を得て採集・分離した微生物を用いて製品販売等の実用化を実現したことから、利益の一部をロイヤリティとしてミャンマーの共同研究先に還元するものとします。

なお、ミャンマーの共同研究先に還元する利益には、非金銭的利益配分として共同事業者による現地でのセミナーやミャンマーの共同研究先の研究員との共同作業を通じた技術提供に協力することも含まれます。

別　紙　２

**アジア地域における生物遺伝資源の保全と**

**持続可能な利用に関する共同事業に関する契約の重要事項**

１．共同事業者の義務

①　共同事業者は、NITEの承諾なく、ミャンマーで自ら取得した微生物を第三者に譲渡等することはできません。また、本事業実施場所以外で使用することはできません。

②　共同事業者は、毎年度、本共同事業で得られた成果を、内容、公開時期、発表方法等についてNITEと事前に協議した後、NITE及びミャンマーに報告するものとします。

③　共同事業者は、生物多様性条約における生物遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の原則に従い、特許登録時、特許実施時等における対価をマイルストーンペイメント方式でNITEを介してミャンマーの共同研究先と定め、それぞれ特許登録後３か月以内、特許実施後３か月以内に金額を決定し、NITEに支払うものとします。また、ロイヤリティの支払時期や方法については、製品販売開始予定の１か月前までに決定するものとします。

④　共同事業者がミャンマーで自ら取得し移転した微生物は、共同事業期間が終了した段階で、その派生物等を含めて廃棄処分するものとします。なお、継続して当該微生物を使用する場合は、共同事業契約の継続に関して改めて締結するものとします。

２．微生物の取扱い

①　共同事業者は、ミャンマーで自ら取得した微生物を共同事業期間中は優先的に利用できますが、当該微生物の主権的権利はミャンマーにあり、共同事業者に付与されるのは利用権です。また、優先利用期間中であってもNITEは当該微生物を同定し、保存する場合もあります。

②　当該微生物は、微生物の取扱い、利益配分等について定めたMTAを締結した後、直接共同事業者の研究施設等に移転できます。ただし、移転する微生物の種類によっては、植物防疫法に基づく農林水産大臣の事前の許可が必要であり、その手続きは共同事業者が行うものとします。

３．知的財産権

　①　共同事業者がミャンマーで取得し移転した微生物等を用いて独自になされた発明等に基づく知的財産権については、共同事業者がMTA及び共同事業契約に定めるすべての義務を負担することを条件として、共同事業者にのみ帰属するものとします。

②　共同事業者は、知的財産権を第三者へ実施権を付与する場合、NITEと事前に協議し、実施許諾を受ける第三者が支払うべき利用料、一時金、ロイヤリティに関する条件について合意しなくてはなりません。